

視覚障害の疑似障害体験実施の方法及び留意点 —手引きによる歩行を中心として—

Procedures and Important Notices of Simulations of Visual Disability : Focusing on The Sighted Guide

芝田 裕一*

SHIBATA Hirokazu

障害の理解やその啓発として疑似障害体験（キャップハンディとも言われる）が取り上げられることが多く、各地で実施されているが、その目的、方法には不適切、不十分なものが散見し、結果として体験者に視覚障害についての誤ったイメージを持たれる。本研究では、視覚障害の疑似体験の中で重要な歩行を取り上げ、筆者の30余年の歩行の疑似障害体験を実施した経験から、その目的、方法、留意点を論じ、さらに、疑似障害体験が重要なファクターとして実施されるガイドヘルパー、手引きボランティア等の養成において、それと関連する視覚障害者の手引き（sighted guide）の実習方法にも言及することを目的とする。疑似障害体験の実施では、障害者の生活における不便性・困難性というネガティブな側面を理解するだけでは不十分で、その不便性・困難性を克服できる可能性があるというポジティブな側面も理解するということが目的とされなければならない。視覚障害の歩行疑似体験の目的は、視覚障害の状態での、聴覚、皮膚感覚、嗅覚、運動感覚、平衡感覚などの感覚・知覚の状態、行動の困難性、さらに、環境認知、白杖等による単独歩行に対する可能性を理解するものである。それに合わせて、この疑似障害体験を基に、事前・事後指導として、体験によって気づいた点、及び障害の理解、障害者への共感、社会への啓発を促すための講義や討議が実施される。そこでは、ICFという障害者の活動や参加における制限や制約といった不便性・困難性だけではなく、教育・リハビリテーションによって獲得される能力的な可能性にも言及されることが不可欠である。視覚障害の歩行疑似体験の実施に当たっては、不安感・恐怖感を低減させる時間を確保することが欠かせない。そのため、手引きにより段差等のない、安心して歩行できる路面から開始するが、これには30～40分程度かけるのが適切である。その後、溝などのまたぎ方、1段の段差の上り下り、階段昇降等の実施へと移行していく。ガイドヘルパー等養成の手引き実習では、実習者が疑似障害体験者を手引きするという形式で、一般的に、基礎、応用（i）、応用（ii）という3つのレベルに分けて実施される。

キーワード：視覚障害、疑似障害体験、シミュレーション、手引き

Key words : visual disability, simulation, sighted guide

はじめに

視覚障害の疑似体験は、障害の理解、障害者への共感、社会への啓発等の一環として有意義であるとされている（Carroll, 1961）。特に、1981年から開始された国際障害者年を契機として、各地の市民講座や学校等で疑似障害体験（キャップハンディとも言われる）が実施され、さらには、バリアフリーを検討する一方法としても実施されている（福島・中野・大西・野澤・秋山・寺島・村田・前田・小坂橋・布川・荻田, 2004）。ところで、視覚障害児・者（以降、まとめて視覚障害者とする）の生活における活動能力は、視覚障害教育における自立活動や視覚障害者リハビリテーションにおける生活訓練の対象とされる歩行、コミュニケーション、日常生活動作の3種

に大別して考えられる。疑似障害体験もこれらが対象となり、歩行として手引き（sighted guide）、コミュニケーションとして点字、日常生活動作として飲食、などが行われている。また、アイマスクによる全盲の疑似体験だけでなく、シミュレーションレンズによるロービジョン（弱視）の疑似体験（Jose, 1983；芝田, 1996；浦口, 1997）や、盲ろうの疑似体験（永井, 1998；谷・佐藤・斎藤, 1997）も実施されている。

しかし、疑似障害体験の目的、方法には不適切、不十分なものが散見し、結果として体験者に視覚障害についての誤ったイメージを持たれる場合があるということが指摘されている（中野・福島, 2004；小野・徳田, 2005, 2006；芝田, 1996, 2002；島田・小川, 2005；徳田・水野, 2005）。それは、特に、歩行を対象とした場合に多

*兵庫教育大学（臨床・健康教育学系）

くみられる。筆者は、これまで30余年にわたり、ガイドヘルパー・手引きボランティア養成、大学・専修学校・専門学校・高校・中学校・小学校、研修会・講習会、歩行訓練士等指導者養成などでの指導において、多くの受講者に歩行の疑似障害体験を実施してきた。本研究では、視覚障害の疑似体験の中で重要な歩行を取り上げ、筆者の経験に基づいて、その目的、方法、留意点を明らかにし、さらに、疑似障害体験が重要なファクターとして実施されるガイドヘルパー・手引きボランティア等の養成において、それと関連する視覚障害者の手引きの実習方法にも言及することを目的とする。

1. 視覚障害の歩行疑似体験と不安・恐怖

一般に、疑似障害体験では、遂行時間に比例してその目的の達成度は向上する傾向にあるが、視覚障害の歩行疑似体験は必ずしもそうとは限らない。なぜなら、視覚障害の歩行疑似体験には、「不安、恐怖」が随伴するからである。人は視覚によって移動における安全性の確保と危険性の回避を行うため、突然の視覚遮蔽によって多くの体験者は、体験開始と同時に「不安、恐怖」を感じるようになる。したがって、この不安感・恐怖感を低減させる時間をまず確保しなければ、「不安だった」「怖かった」という印象だけが強く残存することが多く、本来の疑似障害体験の目的が達成されないばかりか、視覚障害に対して大きな誤解を生起させることになる。実際の疑似障害体験は、この不安感・恐怖感が低減してから始まると言っても過言ではない。

筆者の疑似障害体験の実施・指導の経験からこの不安感・恐怖感がある程度低減するために、まず段差等のない安心して歩行できる路面から開始するが、その所要時間は一般的に30～40分程度と認識している。小野・徳田(2005)は、不安感・恐怖感の低減には40分以上の体験が必要という調査結果を示しているが、これは筆者の経験的な見解を指示するものとなっている。ただ、これには個人差があり、30～40分以内でも不安感・恐怖感が十分低減する場合もある反面、それ以上でもなかなか低減しない体験者も存在する。不安度等の性格との因果関係があると考えられる。また、年齢的には、40歳代以上が10～20歳代よりは不安感・恐怖感の低減に時間を要するという印象がある。ただ、この体験で完全に不安感・恐怖感の解消を期待するということは容易ではないため、体験者に疑似障害体験の目的達成のための自己観察等が可能となるような心理的余裕があれば十分と考えるのが妥当であろう。

この不安感・恐怖感、これらの個人という要因だけでなく、疑似障害体験を行う歩行環境や歩行状況にも影響を受ける。たとえば、段差がない、交通量が少ない、

環境に対して既知であるといった歩行環境、比較的ゆっくりとした歩行速度、知人・友人等相対的に信頼できる手引き者といった歩行状況など、安心感を得やすい環境・状況に配慮することによって不安感・恐怖感の低減はより早期にみられる。また、かなり低減された後であっても、階段昇降、電車乗降等の一般的に危険性を感じる課題の実施においては、新たに不安感・恐怖感が生起することが体験者の言動から判断される場合もある。これは、体験内容の難易度の相違が体験者の不安感・恐怖感の低減に影響を与えているとする研究(小野・徳田, 2006)によっても確認される。したがって、視覚障害の歩行疑似体験においては、不安感・恐怖感に対する配慮・留意は常時、枢要と考えておかなければならない。

なお、同じ視覚障害の疑似体験でも、コミュニケーションや日常生活動作に関するもの等、座するなど静止状態で実施される場合は、歩行ほど不安感・恐怖感を考慮に入れる必要性が低いためそれらを低減させるための時間は不要であることが多い。

2. 疑似障害体験の目的

1) 一般的な疑似障害体験

一般に、疑似障害体験は、障害者の生活における不便性・困難性を理解するという目的から、その不便性・困難性を強調するような体験内容となりがちである。これでは、障害者の生活における不便性・困難性の理解が促進されないばかりか、逆に誤ったイメージとして理解される危険性をはらんでいる。疑似障害体験は、障害者のICFという活動・参加における不便性・困難性というネガティブな側面を理解するだけでは不十分で、小野・徳田(2006)も指摘しているように、看過されがちなその不便性・困難性を克服できる可能性があるというポジティブな側面も理解するということが目的とされなければならない。

2) 視覚障害の歩行疑似体験

視覚障害の歩行疑似体験は、視覚障害の状態での聴覚、皮膚感覚、嗅覚、運動感覚、平衡感覚などの感覚・知覚の状態、行動における困難性、さらに、環境認知、白杖等による単独歩行に対する可能性について自己観察、自己認識を前提として体験し、理解することが目的となる。たとえば、走行車音、人の話し声、路面の状態、におい、風、太陽の熱、上り坂や下り坂、右左折等が晴眼時とどう相違して感じられるか、アイマスクをした当初より時間が経過するにつれて不安感・恐怖感はどう変化・低減したか、不安感・恐怖感が低減した後でも手引きを受けている時どのような状態で不安・恐怖を感じたか、感覚的情報等によってどのように環境が認知できたか、などを体験し、理解するのである。

3. 手引きによる疑似障害体験の方法・留意点

1) アイマスクによる体験と視覚障害

アイマスクによる視覚の遮蔽は、以下の点で実際の視覚障害とは異なっている（芝田，2003）。そういう意味からも「疑似障害体験」なのであるが、体験に際してこれらを了解しておくことが大切である。

- ① 一般的に言って視覚経験のある環境下での体験である。そのため、視覚的イメージに影響を受けたり、それに左右されることがある。
- ② 相当厚く重ねて目を遮蔽しても太陽光線による光の遮断は困難である。したがって、真の意味での全盲状態の経験は難しい。
- ③ アイマスクをすることによって目の部分が覆われてしまい、顔面すべてで熱や風等の皮膚感覚の経験が制限される。
- ④ 限定された時間内での体験であり、その障害での生活を余儀なくされる視覚障害者と比較した場合、心理的、心情的な意味で実際の障害とは異質のものである。

2) 疑似障害体験の方法

まず、視覚を遮蔽して歩行することに対する不安感・恐怖感を低減させることが必要である。そのため、手引きにより、段差等のない、安心して歩行できる路面から開始する。これには前述のように、一般的に30～40分かけるのが適切である。その後、その疑似障害体験の進め方にもよるが、溝などのまたぎ方、1段の段差の上り下り、階段昇降等の実施へと移行していく。この最初の不安感・恐怖感を低減させるための時間を確保せず、すぐに階段昇降などを行わせる場合がみられるが、視覚を遮蔽しての階段昇降などは強く不安感・恐怖感を感じる課題である。こういう体験を行った者からは、「視覚障害者は不安・恐怖を日々感じて生活している」などという誤った障害者観が導き出されることから、適切な体験方法ではない。この点に関しては、小野・徳田（2006）も同様の指摘をしている。

3) 疑似障害体験の留意点

疑似障害体験の目的達成のためには、実施前にその目的の解説とそれに伴う自己観察、自己認識を促すことが重要である。さらに、実施後、その体験を基に体験によって気づいた点、及び障害の理解、障害者への共感、援助の方法などの社会への啓発を促すための講義や討議が実施されるが、そこでは障害者の活動や参加における制限や制約といった不便性・困難性だけでなく、教育・リハビリテーションによって獲得される能力的な可能性にも言及されることが大切である。中野・福島（2004）も体験後の気づきに関する討議の意義を報告している。

ところで、Feshbach（1975）は共感に必要なものとし

て次の3点をあげている（有光，2006）。

- ① 他者の視点に立つ能力
- ② 他者の情動経験の種類や内容を読み取る能力
- ③ 他者と類似した情動経験をやる能力

障害者に対する場合、さらにこれらに加えて以下の2点が必要であろう。

- ④ 障害者の表情、言動といった外観的なものだけでなく、その内面を読み取る能力
- ⑤ 障害者の心理・心情を読み取るには、短時間では不十分であるため継続して努める能力

視覚障害者への共感のための導入として疑似障害体験は重要であり、それが主に上記①、③の能力を得る機会と位置づけられる。その後、実際に視覚障害者と接したり、関連する知識を得ることによって、②、④、⑤の能力を得るような努力が切要となる。

その他、障害者への社会意識と反応様式からみた適切な障害者への対応（小島，1978；芝田，2006）、障害者の理解に必要な考え方（芝田，2006）、視覚障害者が歩行している際の適切な援助のあり方・方法（芝田，2005a）をはじめ、視覚障害の意味、視覚障害教育・リハビリテーション・福祉の現状、視覚障害児・者の事例などが実施後の講義・討議の対象となる。

4) その他の留意点

(1) 白杖による体験

白杖による歩行疑似障害体験は、手引きとは異なった不安感・恐怖感があること、その習得には手引きよりも長時間を要すること、手引きによる体験だけで疑似障害体験の目的は十分達成可能であることから、あえて実施する必要はないであろう。ただ、視覚障害者の白杖による歩行に対する現状と支援方法についての理解を深めるための講義、指導者等によるデモンストレーション、アイマスク無装着での白杖操作体験などは意義がある。

(2) ロービジョンによる歩行の体験

ロービジョンによる歩行の体験では、その視力、視野の程度にも依存するが、特に、より重度の視覚障害の疑似体験の場合、アイマスクと同様、まず最初に手引きによって不安感・恐怖感を低減させるという配慮が必要である。アイマスクよりは視覚が使えるという判断から、体験者の不安感・恐怖感を看過することがみられるが、この点を安易に考えないようにしなければならない。

(3) 児童に対する体験

小学生の高学年（5～6年生）であれば、疑似障害体験の実施によって目的が達成される可能性は高いが、筆者の経験からそれより低い学年では時期尚早であることが多い。ただその場合、疑似障害体験を実施しなくても、障害者に対する理解、援助の方法等については講義によって具体的に解説し、その理解度を深めておくことは必要であろう。

4. ガイドヘルパー等養成の手引き実習の方法

ガイドヘルパー・手引きボランティアの養成に疑似障害体験は欠かせない。それは、体験者が手引き実習の対象となるだけでなく、ある程度の長い時間の体験が適切な障害の理解、障害者への共感等を導くという意味からも有意義だからである。一般に、実習は二人一組になり、一方がアイマスクによる疑似障害体験、もう一方が実習として体験者の手引きという形式で行われる。指導者が1名の場合、指導が十分行き届くことを考えると対象者数は最大で20名（10組）程度である。なお、指導は、専門の養成課程を修了した歩行訓練士が担当するのが適当である。手引きに対する考え方、その方法・留意点等については、芝田（2005a, 2005b）に詳しい。

1) 手引きに対する基本的な考え方

(1) 手引きの条件

視覚障害者の手引きの条件は以下の4つである。

- ① 安全性・安心感の確保
- ② 能率性の検討
- ③ 社会性の検討（みだりに自然な動きや容姿）
- ④ 個別性の検討（視覚障害者・手引き者の希望、行いやすい方法）

視覚障害者の手引きは、これら4つの条件を満たしているものでなければならない。この条件では、①の安全性・安心感の確保が第一義となるのは言うまでもない。第二義は同列で②、③、④の条件である。したがって、①の安全性・安心感の確保という条件が満たされたものの中で②、③、④の条件に適したものが良いということになる。

(2) 手引きの種類

手引き者側からその方法を考える際、手引きは次のA及びBの2つに類別される。

- ① Aの方法＝歩行指導としての視覚障害者の手引き技術向上のための方法（教育・リハビリテーション：手引き者による合図とそれに即応した行動も学習しようとするもの）
- ② Bの方法＝介助としての手引きの方法
 - ②-i B1の方法＝手引きを知っている視覚障害者の手引きの方法（手引き者による合図とそれに即応した行動を理解している場合）
 - ②-ii B2の方法＝手引きを知らない視覚障害者の手引きの方法（手引き者による合図とそれに即応した行動の理解が不十分な場合）

Aは、歩行指導としての視覚障害者の手引き技術向上のための方法で、教育・リハビリテーションサイドのものである。つまり、歩行指導として実施され、手引き者による合図とそれに即応した行動を含む手引きの技術を視覚障害者が学習するための手引きの方法である。一方、

Bは、歩行としての手引きの方法で、介助サイドのものである。この方法は、さらに2つの方法に分類される。すなわち、手引きを知っている視覚障害者の手引きの方法（B1の方法）、及び手引きを知らない視覚障害者の手引きの方法（B2の方法）である。B1の方法は、ある程度の手引き技術を習得しており、合図とそれに即応した行動も理解している視覚障害者に対する手引きの方法を意味し、これには、手引きによる歩行指導を学習した者が含まれる。B2の方法は、手引き技術の習得、及び合図とそれに即応した行動の理解が不十分な視覚障害者に対する手引きの方法を意味している。

手引きの指導は、教育・リハビリテーションとして主に専門の歩行訓練士により実施されるもので、Aの方法で行われる。Bの方法は、介助として教育・リハビリテーション関係者、医療関係者、視覚障害者の家族・友人、ガイドヘルパー、ボランティア等が視覚障害者と歩行する際に、また、社会が視覚障害者を援助する際に行われる手引きである。AとBでは、方法論的に相違している部分があるため、手引きの実施に際しては注意が必要である（芝田、2005b）。

ここで論じる手引きの実習は、介助としてのBの方法による実施を前提としている。

2) 実習Ⅰ－基礎－

実習Ⅰでは、アイマスクによる手引き歩行に対する恐怖感・不安感の低減、及び手引きの基本姿勢・狭い所の通過の体験・習得が目的となる。

(1) 解説とデモンストレーション

実習Ⅰに先立って以下のような点について解説がなされる。

- ① アイマスクによる疑似障害体験の意義と目的
- ② 手引きの条件、手引きの留意点
- ③ 手引きの基本姿勢と狭い所の通過の方法（デモンストレーションを含む）

実習後には、疑似障害体験を基にその目的、障害の理解・障害者への共感・社会への啓発等に関して、さらに、手引きの方法に関して補足的な講義と討議が行われる。

(2) 歩行

指導内容を徹底するため、歩行する前に、静止した状態で基本姿勢と狭い所を通過する際の合図とその動きについて1組ずつ指導がなされる。その後、実際に手引きによる歩行が行われる。ここでは、アイマスクによる手引き歩行に対する恐怖感・不安感の低減も目的のひとつであるため、1つの組で（アイマスクは交替せずに）30～40分程度は継続して歩行することが重要である。この時の歩行環境は、段差等のない、安心して歩行できる路面でなければならない。次に、アイマスク側と手引き側とが交替して同様に行われる。交替後の歩行ルートは、最初に手引きをした対象者が視覚的に記憶していること

から変更されるのが望ましい。

3) 実習Ⅱ—応用(i)—

実習Ⅱでは、応用(i)として溝などのまたぎ方、1段の段差の上り下り、階段昇降の体験・習得が目的となる。

(1) 解説とデモンストレーション

実習Ⅱに先立って、溝などのまたぎ方、1段の段差の上り下り、階段昇降に関する解説とデモンストレーションが行われる。実習後には、疑似障害体験と今回の手引きの方法等に関して講義と討議が行われる。

(2) 歩行

指導内容を徹底するため、1組ずつ指導し、確実に習得できるように指導がなされる。その後、これらを含み、手引きのさまざまな経験ができるルートを歩行し、さらに、アイマスク側と手引き側とが交替して同様に行われる。溝などのまたぎ方は、電車の乗降の応用となるので電車乗降を想定して実施するとよい。階段昇降では、新たに恐怖感・不安感を訴える場合があるため配慮が必要である。

4) 実習Ⅲ—応用(ii)—

実習Ⅲでは、応用(ii)として、エスカレーターの利用、着席、電車の利用、バスの利用、自動車乗降等の体験・習得が目的となる。なお、応用(i)と(ii)の内容は一般的な区分であるので状況によっては変更される場合がある。

(1) 解説とデモンストレーション

実習Ⅲに先立って、エスカレーターの利用、着席、電車の利用、バスの利用、自動車乗降に関する解説とデモンストレーションが行われる。電車の利用には、切符の購入、改札口の通過等も含まれる。電車の利用では、終点の駅や特急・急行・快速等の通過待ちのために待避している電車がある駅などでの実施、バスの利用では、バス会社に依頼して運行しているバスではなく車庫等で停止しているバスを利用しての実施が適している。実習後には、疑似障害体験と今回の手引きの方法等に関して講義と討議が行われる。

(2) 歩行

指導内容を徹底するため、1組ずつ指導し、確実に習得できるように指導がなされる。その後、ルートの歩行が行われるが、その際、エスカレーターの利用、電車の利用(着席を含む)、バスの利用(着席を含む)等のすべて、あるいは一部が含まれているルートが選定される。実習Ⅰ、Ⅱと同様、アイマスク側と手引き側とが交替して同様に行われる。エスカレーターの利用、電車の利用では、新たに恐怖感・不安感を訴える場合があるため配慮が必要である。

4) その他

雨の日の手引き、夏期の手引き、トイレの利用、物の

位置の説明、飲食時の援助等に関する講義(必要に応じて実習)がなされる。

5. 手引き実習の留意点

1) 疑似障害体験での動き

疑似障害体験者は、手引き実習における「手引きをされる側」であるが、その不慣れた動きが原因で手引きそのものがスムーズに進まないことがある。ここでの疑似障害体験はあくまで体験が目的であって、アイマスクによる行動の向上(手引きのされ方の向上)を目的とはしていない。したがって、必要に応じて手引き者がその疑似障害体験者の不慣れた動きをカバーすることが大切であり、これは手引きの種類におけるBの方法(介助)の主要な考え方である。

また、その結果、手引き者に手引きの大変さが強く印象に残ってしまうことがあるので、この点に注意し、講義で解説しておくことが必要である。

2) 実習で学習した方法

手引きの実習では、指導を受けてその手引きの方法を学習するのであるが、実習者が自ら学習(獲得)したのは、それが指導者から容認されてはいても手引きの条件からみて安全ではあるが(条件①;安全性・安心感の確保)、あくまで自分の希望する方法(条件④;個性性の確保)での手引き、つまり、自分の個性性のもとの手引きの方法という場合があることを認識しておくことが大事である。

そのため、自分が実習によって習得した方法が、微妙な点で必ずしも基本の方法とは一致しないことがある(たとえば、手引きの肘は曲げておく、アイマスク時に手を手引き者の肘に回し込む等、「どちらでもよく、その状況に応じて判断する」という考え方を「一方に限定する」と思い込むなどである)。実際の手引きに当たっては、このことを認識しておき、自分が実習によって習得した方法を基本の方法(指導者から指導された方法)と判断し、視覚障害者の状況や希望等を無視してその方法(自らが習得した微妙な点で基本の方法と異なった個人的な方法)を押しつけず、その視覚障害者に応じて柔軟に考えるという姿勢を持つことが大切である。

3) 疑似障害体験と視覚的イメージ

視覚的に記憶のある状況とそうでない状況では疑似障害体験の意義が大きく異なる。つまり、視覚的にイメージできない環境での疑似障害体験が非常に有意義である。そのため、実習では、全実習者が視覚的にあまり記憶のない状況で疑似障害体験ができるよう、課題ごとにその組のアイマスクをする順序を変えるという配慮が必要である。

文献

- 有光興記 (2006) 罪悪感, 羞恥心と共感性の関係. 心理学研究, 77(2), 97-104.
- Carroll, T. J. (1961) *Blindness: What it is, what it does and how to live with it*. Little, Brown and Company, Boston.
- Feshbach, N. D. (1975) Empathy in children: Some theoretical and empirical considerations. *Counseling Psychology*, 5, 25-30.
- 福島 智・中野泰志・大西 隆・野澤千絵・秋山哲男・寺島 薫・村田拓司・前田晃秀・小坂橋恵美子・布川清彦・菊田知則 (2004) 「多様な障害のある人とのまち歩き」と「障害疑似体験」による共感的理解を通じた「気づき」のワークショップ. 日本福祉のまちづくり学会第7回全国大会概要集, 285-288.
- Jose, R.T. (1983) *Understanding low vision*. American Foundation for the Blind, New York.
- 小島蓉子編著 (1978) 社会リハビリテーション. 誠信書房.
- 永井和子 (1998) 長崎視覚障害を考える会「盲ろう疑似体験」. 第7回視覚障害リハビリテーション研究発表大会論文集, 103-106.
- 中野泰志・福島 智 (2004) まちづくりにおける「障害当事者との、まち歩き」と「障害疑似体験」の意義—多様な人の住まう「まち」への気づきを目指して—. 日本福祉のまちづくり学会第7回全国大会概要集, 281-284.
- 小野聡子・徳田克己 (2005) 視覚障害歩行シミュレーション体験が体験者の不安と恐怖心を与える影響—体験時間の長さを変数として—. 日本特殊教育学会第43回大会発表論文集, 690.
- 小野聡子・徳田克己 (2006) 視覚障害歩行シミュレーション体験が体験者の不安と恐怖心を与える影響—障害理解教育の視点から—. 障害理解研究, 8, 37-46.
- 芝田裕一 (1996) 視覚障害の障害体験実施の留意点. 視覚障害リハビリテーション, 44, 77-81.
- 芝田裕一 (2002) 視覚障害者の手引きとリハビリテーション第8版. 日本ライトハウス.
- 芝田裕一 (2003) 視覚障害者のリハビリテーションと生活訓練第2版. 日本ライトハウス.
- 芝田裕一 (2005a) 視覚障害児・者の歩行における援助のあり方と方法. 兵庫教育大学研究紀要, 26, 41-50.
- 芝田裕一 (2005b) 視覚障害児・者の歩行における手引き—その考え方・方法及び歩行訓練としての指導法—. 視覚障害リハビリテーション, 62, 59-84.
- 芝田裕一 (2006) 視覚障害者の手引きとリハビリテーション第12版. 日本ライトハウス.
- 島田仁美・小川喜道 (2005) アイマスク体験による視覚障害者観の変化—模擬体験を通じた正しい理解のために—. 第6回ロービジョン学会学術総会第14回視覚障害リハビリテーション研究発表大会合同会議論文集, 211-215.
- 谷 佐和子・佐藤美恵子・斎藤綾子 (1997) 弱視・盲ろう疑似体験セミナー報告. 第6回視覚障害リハビリテーション研究発表大会論文集, 26-29.
- 徳田克己・水野智美編 (2005) 障害理解—心のバリアフリーの理論と実践—. 誠信書房.
- 浦口明德 (1997) ハイテク拡大写本入門講座における弱視者の見え方疑似体験の導入. 第6回視覚障害リハビリテーション研究発表大会論文集, 14-17.